

四街道市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

四街道市認可地縁団体印鑑条例（平成５年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

第１２条第１項中「第１９条第１項第１号トの規定により」を「第１８条の３第１項第７号に規定する」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。